

■介護保険適用の自己負担額（基本料金＋各加算）

【基本料金】

	<30日あたり>	<1日あたり>
●要支援(2)	44,700円	1,490円
●要介護(1)	44,940円	1,498円
●要介護(2)	47,040円	1,568円
●要介護(3)	48,480円	1,616円
●要介護(4)	49,440円	1,648円
●要介護(5)	50,400円	1,680円

【すべての方が対象となる加算】

- ★ ※医療連携体制加算・・・1日につき78円加算されます。
- ※サービス提供体制強化加算・・・1日につき36円加算されます。
- ※夜間支援体制加算Ⅱ・・・1日につき50円加算されます。
- ※介護職員処遇改善加算・・・ひと月の総単位数に対し11.1%加算されます。
- ※介護職員等特定処遇改善加算・・・ひと月の総単位数に対し3.1%加算されます。

【対象者のみの加算】

- ※初期加算……………入居した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として、一日につき60円加算されます。
- ※認知症専門ケア加算(Ⅰ)……………認知症日常生活自立度がⅢ以上の方が対象で、一日につき6円加算されます。
- ※若年性認知症利用者受入加算・・・対象者に個別の担当者を定めて、一日につき240円加算されます。
- ★ ※看取り介護加算・・・算定要件をふまえた看取りを行った場合。

死亡日以前 4-30日	288円 /日
死亡日前日及び前々日	1,360円 /日
死亡日	2,560円/日
- ★ ※退居時相談援助加算・・・1人1回を限度に、800円加算されます。
- ※生活機能向上連携加算(Ⅰ)訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーション又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業老奉仕、言語聴覚士がグループホームを訪問し、身体状況の評価を行い、かつ計画作成担当者が連携して計画を作成し実施した場合。(実施された月以降三月の間)1月につき400円加算されます。
- ※口腔衛生管理体制加算 歯科医師、またはその指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に口腔ケアに係る記述的助言及び指導を月1回以上行っている場合。1月につき60円加算されます。
- ※栄養スクリーニング加算 利用開始時及び利用中六月ごとに、栄養状態について確認を行い、この情報を担当の可計画作成担当者に提供した場合。(六月に1回を限度)1回につき10円加算されます。

★ 要支援の方は算定されません

■介護保険適用外の自己負担額

●家賃	40,000円 /月	
●食費	1,500円 /日	(45,000円/30日あたり)
●光熱水費	16,000円 /月	

利用料負担2割として記載

グループホーム さくら
 〒010-0057
 秋田市下北手梨平字登館8番地
 TEL018-892-7227
 FAX018-839-5331